

要 望 書

● 公益社団法人 静岡県視覚障害者協会

(1) 福祉サービスの地域間格差の解消

各市町における補装具・日常生活用具の給付や同行援護制度などの窓口には、制度を熟知した担当者を配置できるよう、県主催の研修会を開催する等、県内の行政サービスの地域間格差を解消できるよう努めていただきたい。

(趣旨)

日常生活用具の制度理解が市町により異なるため、給付品目の地域間格差がある。同行援護制度についても、県内で提供されるサービスが地域により異なる。例えば、支給される時間数などが違うため、意欲的に社会参加できる者とできない者がいる。格差是正を図るため、時間数の制限撤廃などの対策をお願いしたい。

(2) 県内行政機関における視覚障害者への発信文書

県内行政機関における、視覚障害者への個人宛発信文書は、点字・拡大文字・音訳など、必要に応じた媒体（本人が確認できる形）で配信するよう要望する。

(趣旨)

特に、個人情報保護の観点から、障害者本人が直接確認できるようお願いしたい。本人で確認できない場合の弊害として、重要書類や提出期限、支払期限がある書類が読まれないままになることや、期限に間に合わない等がある。また、人に知られたくない内容をヘルパーに読んでもらうことに精神的ストレスがかかる等がある。

(3) 放送の視覚障害者への対応

テレビのニュースや緊急放送が視覚障害者にとって理解できるよう、字幕スーパーの音声化、外国語の日本語吹き替え、また、視覚障害者向け解説放送の充実を要望する。

(趣旨)

災害緊急時のライフラインの確保に必要な情報と生活の質を向上するため、県内放送局に対し指導をお願いしたい。

(4) 職員の配置に掛かる費用の補助制度創設

視覚障害当事者に対し、合理的配慮や情報保障の観点から、県として福祉団体に必要な職員の配置に掛かる費用の補助制度を創設するよう要望する。

(趣旨)

自主財源が乏しい福祉団体では人材確保が難しく、視覚障害者に対し、細やかな情報提供や意思疎通支援を行うには事務職員の確保が不可欠なため、支援制度を確立す

るようお願いしたい。

(5) 要望書に対する回答等

要望書に対する団体個別の回答をお願いすると共に、意見交換の場を定例化することを要望する。

(趣旨)

運動方針の確認と検討、行政との連携を図るため。

● 公益社団法人 静岡県聴覚障害者協会

(1) 静岡県手話言語条例の着実な実施

静岡県手話言語条例が2018年3月28日に施行された。県内では2018年7月末現在、6市が制定している。条例では、県や市町行政、県民、事業者、学校の役割を定めている。多くの人にとって教育や労働は人生の大半を占める重要な要素であり、ここで手話について学び、触れることで手話の普及啓発に大きな影響がある。

聴覚障害者への差別や配慮は障害者差別解消条例で対応できるが、手話言語の環境が保障されないために起こる問題には、差別解消条例での対応することには限界がある。そのためにも手話が言語であることを普及する必要がある、県にはこの条例の着実な実施をお願いしたい。

(2) 静岡県内の報道番組への手話通訳・字幕の付与

全国的なテレビ番組は字幕の付与が進められているが、県内の報道番組において手話・字幕の導入が進まない。たとえ当協会が取材を受けてもアナウンサーが何を語っているか全くわからない。毎回取材時に手話または字幕付与をお願いしても番組を見ると残念な結果である。聞こえない人たちは、全国ニュースは知ることができて県内で何が起きているかを知ることができない。

緊急時・災害時において、テレビは大切な情報源である。耳の聞こえない県民にも情報が行き渡るように日ごろからの番組への手話・字幕導入を行うよう、県からテレビ局に対する働きかけをお願いしたい。

(3) 手話通訳派遣範囲の拡大、設置手話通訳者の労働条件の改善と身分保障

手話通訳者は県で養成され、市町はその手話通訳者を登録して手話通訳派遣事業を行っている。しかし、市町によっては「趣味」「文化教養講座」などには派遣されない。これでは文化的に豊かに生活する権利が奪われ、差別に等しい。市町に対して、ろうあ者の社会参加を後押しするよう県からも手話通訳者派遣に理解を示すよう発信をお願いしたい。

市町設置手話通訳者についても、県内全市町での設置と労働条件の改善・身分保障を求める。また、県登録手話通訳者を市役所や福祉事務所の設置手話通訳者として雇用す

ると、庁外での通訳活動が副業と見なされ手話通訳活動ができない。県からは手話通訳者の必要性、副業には該当しない旨などの説明や規程作りなど働きかけをお願いしたい。

● 静岡県車椅子友の会

(1) 重度障害者の雇用

障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法などに基づき、重度障害者の雇用を増やすための職場での合理的配慮の事例紹介や差別を受けている人の相談窓口の充実などの社会への啓発を行っていただきたい。

(2) ユニバーサルデザイン化の推進等

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせ、静岡県内の競技施設までのアクセスや観覧の状況を県内外に情報提供するようにしていただきたい。また来静された方が楽しめるよう県内の観光施設・スポーツ施設の再点検を行い、更なるユニバーサルデザイン化を図っていただきたい。

(3) 災害・防災対策

- ・福祉避難所が災害時に真に役立つ施設となるよう、福祉避難所等への避難の仕方、障害者の避難所での生活や避難所での支援の方法など具体的内容について当事者の意見を聞きながら再検討し県民に知らせていただきたい。
- ・UD仮設住宅を準備するなど、自宅で避難することをためらうことの無いよう、避難時の生活を安心して暮らせるようにしていただきたい。

(4) 公共交通事業者への啓発

車いすの障害者が路線バス、タクシー、飛行機など公共交通を利用する機会も増え改善もされてきましたが、いまだに乗車トラブルが起きています。事業者への理解を進めるための啓発セミナー開催などで交通事業者の理解を促進し、車いすの障害者が自由に行動できるようにしていただきたい。

● 日本喉摘者団体連合会 静岡県静鈴会

(1) 「人工鼻」日常生活用具給付の更なる拡大

昨年度人工鼻に関する助成制度について、当時静岡県内では2市だけが実施している状況であったため、県から市町へのご指導をお願いしたところでしたが、平成30年7月現在、助成を実施している自治体は14市に拡大しています。県をはじめ市の担当の方々にご理解をいただいたお蔭と、深く感謝申し上げます。のど元にあけた永久気管孔で呼吸する喉頭摘出者にとって人工鼻は、肺への負担を軽減し、気道を衛生に保つためには必要な器具で、全市町が対象品目に加えていただけること、また自治体によっては

対象者に条件があり、給付を受けられない喉頭摘出者もいるため、すべての喉頭摘出者が同一の助成制度を利用できるよう、更なるご理解ご助言をお願い申し上げます。

(2) 研修費の支援

医療技術や施術の進歩により発声方法の選択肢が増え、それぞれに対応できる訓練士の養成が急務となっています。中部圏7団体が持ち回りで開催する、養成研修会には本会から毎年5名が参加していますが、資質向上、技術力維持、情報収集などのためにはより多くの訓練士を派遣したいと考えております。つきましては、養成研修会に係る経費の支援について、ご検討いただきたいと思っております。

● 公益社団法人 日本オストミー協会 静岡県支部

(1) 役所での装具の保管

本年から藤枝市役所で、装具の保管を実施しました。大規模な災害に備えて各自が使用する装具を市役所に保管する制度ですが、静岡県内の他の市・町でも実施するように、働きかけをお願いいたします。

(2) オストメイトの身体障害者等級の見直し

現在は殆どのオストメイトが4級ですが、中には大変な苦勞をしている同業者がいます。

国の「障害程度等級表 解説」を見ますと、1級の該当者が多く存在しているように思われます。その該当者に再認定申請ができるように働きかけをお願いいたします。

● 日本心臓ペースメーカー友の会 静岡県支部

(1) 県民だよりの活用

今だ、障害者に対する思想が変わらない「津久井やまゆり園殺傷事件」「姫の沢自然の家使用拒否問題」「国会議員の生産性ない」問題などなどを抑制するためにも、命の大切さや障害者を差別し個人の尊厳を傷つけることをなくすためにも年間通して障害者制度の周知と協力及び障害者各団体の紹介など広く県民に伝える枠を「県民だより」に設けていただきたい。

● 特定非営利活動法人 静岡県中途失聴・難聴者協会

(1) 全国統一要約筆記者認定試験の県事業化

平成23年度より当会が実施主体となり試験の実施をしています。全国での試験実施に合わせてスタートしました。要約筆記者認定試験は、県の派遣実施要綱に基づく要約

筆記者の養成、登録、試験、派遣と一連の要約筆記事業の中で行われるべきものと考えています。すなわち、養成事業を実施する主体である県が本来的に責任を持って実施すべきものです。県としての「個人の資格取得に関することは、受験する本人の負担で」という考え方の下で、当会が過去7回にわたって実施しています。しかしながら、県事業としての養成・派遣事業を実施するにあたり円滑なる運用を図るために、静岡県中途失聴・難聴者協会が静岡県委託要約筆記事業委員会の協力も得て実施してきています。

(2) 大規模災害に備えるための情報伝達の推進

東日本大震災の被災地同障者への支援は全国組織を通じて救援・支援・復興援助を進めている。しかし、自然災害(地震、津波、台風等)に対する生命を守る防災については、日ごろからの備えが、ひとたび災害が発生した時に真価が問われる。命を護る備えは、県民全てにとっての課題です。しかしながら情報障者である聴覚障者は、拡声器や広報・防災無線の声の放送では情報伝達に無理があります。地域の繋がりや結びつきの中で障者に対する地域の理解や対応が図れるような地域防災が行われるよう、県行政の責任で障者の特性に対応できる対策が取れるように進めていただきたい。また市町にも啓発してください。また、避難所開設では、情報障者への配慮に関するシミュレーションを実施するとともに、当事者や関係者の要望・意見を取り入れた対応ができるようにお願いします。

具体的には下記2点に対する関係機関等への県からの働きかけ、取組みをお願いします。

- ①防災ラジオに字幕送受信・表示機能を付けてください。
- ②NHKローカルニュースへの字幕付与をしてください。

(3) 静岡県聴覚障者情報センターへの言語聴覚士等の配置

聴覚活用を図るには営利を伴わない立場で関わる専門家の配置が求められます。また医療的側面では耳鼻科専門医の関わりも大切になります。教育的観点からは療育も大事です。福祉的観点からは増え続ける高齢者の補聴器を必要とする難聴者も増加の一途をたどっています。障害認定レベルの基準を世界的なレベルまで下げる(デシベルダウン)が必要です。また装用指導、訓練等も医療機関と連携できることも課題です。難聴者福祉充実をはかるうえでも最重点課題として取り組んでいただきたい。

(4) 増大する高齢難聴者への対応

補装具(補聴器)の交付に対する県内各市町の担当者及び判定にかかる更生相談所、指定医師(団体)や言語聴覚士(団体)、及び補装具業者(認定補聴器販売店)とユーザー団体である当会との意見交換の場を設けて下さい。

● 静岡県腎友会

(1) CKD(慢性腎臓病) 予防の予算増額

CKDから透析に移る患者を減少させるために、CKD予防の予算を増額して下さい。

(2) 要介護透析患者の急増に対応した施設の拡充

透析患者の重症化・合併症による、障害の重複化に伴う要介護透析患者の急増に対応する医療・福祉両面における在宅サービス及び施設を早急に拡充して下さい。

(3) 高齢透析患者の増加に伴うホームヘルパーの増員等

高齢透析患者の増加に伴う、通院困難な透析患者や医療介護の必要な患者のためにホームヘルパーの増員・訪問看護施設の拡充及び、通院介護並びに老健施設への入所を保障する体制を確立して下さい。

(4) 透析患者に移行させないための啓発活動

糖尿病性腎症の予防対策並びに糖尿病性腎症や慢性腎臓病から透析患者に移行させないための啓発活動を今まで以上に実施して下さい。

(5) 透析患者の医療費助成制度の継続

基本週3回の通院治療を要する透析患者の医療費の自己負担について、現在の障害者医療費助成制度を30年度以降も継続してください。

● 社会福祉法人 静岡県身体障害者福祉会

(1) 障害者関連法の啓発

障害者差別解消法は施行して3年目、障害者差別解消条例は2年目になります。しかし、県内の公営宿泊施設において、聴覚障害者の利用が安易に断られた事例が発生しました。今回の事例は、合理的配慮が義務である公営施設において生じたものであり、看過できないものであります。

公に携わる職員についてはもとより、事業者への啓発についてなお一層努めていただきますようお願いいたします。

(2) ヘルプマーク及びヘルプカードの周知

ヘルプマークの装着及び理解がまだ十分浸透していないように見受けられます。県民、各種業界にも周知されるよう、ポスターの掲示を増やしていただくとともに、県民広報として効果が期待されるテレビ放送による県政番組で取り上げるなどの取組みについてご検討をお願いいたします。

また、ヘルプカードは、必要な支援を受けるとき、障害の内容や連絡先など明確な個人情報記載されるものです。県内では、市町ごとに配布されていますが、千葉県では県内統一したものを作成し、インターネットを利用して様式を印刷することも可能です。静岡県におかれても、支援を求める人が簡単にヘルプカードが持てる方策についてご検討ください。

(3) 障害者・高齢者の専用席の設置

現在、札幌市営地下鉄では、高齢者や体の不自由な方などを対象にした席を、健常者の利用を防ぐために「優先席」から「専用席」に名称変更しています。静岡県においても、該当席にヘルプマークを表示し、「優先席」から「専用席」または「指定席」に名称変更することについて公共交通機関事業者に依頼できないかご検討をお願いいたします。

(4) 静岡県身体障害者福祉センターの体育館のメンテナンス

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会をまぢかに控え、障害者スポーツについては、国を挙げて力を入れているところです。このような中、身体障害者が利用する静岡県身体障害者福祉センターの体育館の定期的なメンテナンスが行われていないため、バスケットボール等のラインが断続的に切れており、テープ等を貼って使用していますが、すぐに剥がれてしまうなど競技を行うにあたり支障が出ています。ラインの補修をはじめ、定期的なメンテナンスが行われるようお願いいたします。

(5) 平成32年度中部日本ブロック発声訓練指導者研修会開催に対する支援

音声機能障害者発声訓練については、静岡県の障害者社会参加促進委託事務として、静岡県静鈴会の協力を得て実施しているところですが、事業の一環として、特定非営利活動法人日本喉摘者団体連合会の中部日本ブロックで実施する指導者研修会に参加しています。この中部日本ブロック研修会は構成団体の持ち回りで開催されており、平成32年度は当県が開催することになっています。

ついては、平成32年度中部日本ブロック発声訓練指導者研修会に対する財政支援として、当該年度の委託費を増額していただきたくご配慮をお願いいたします。